

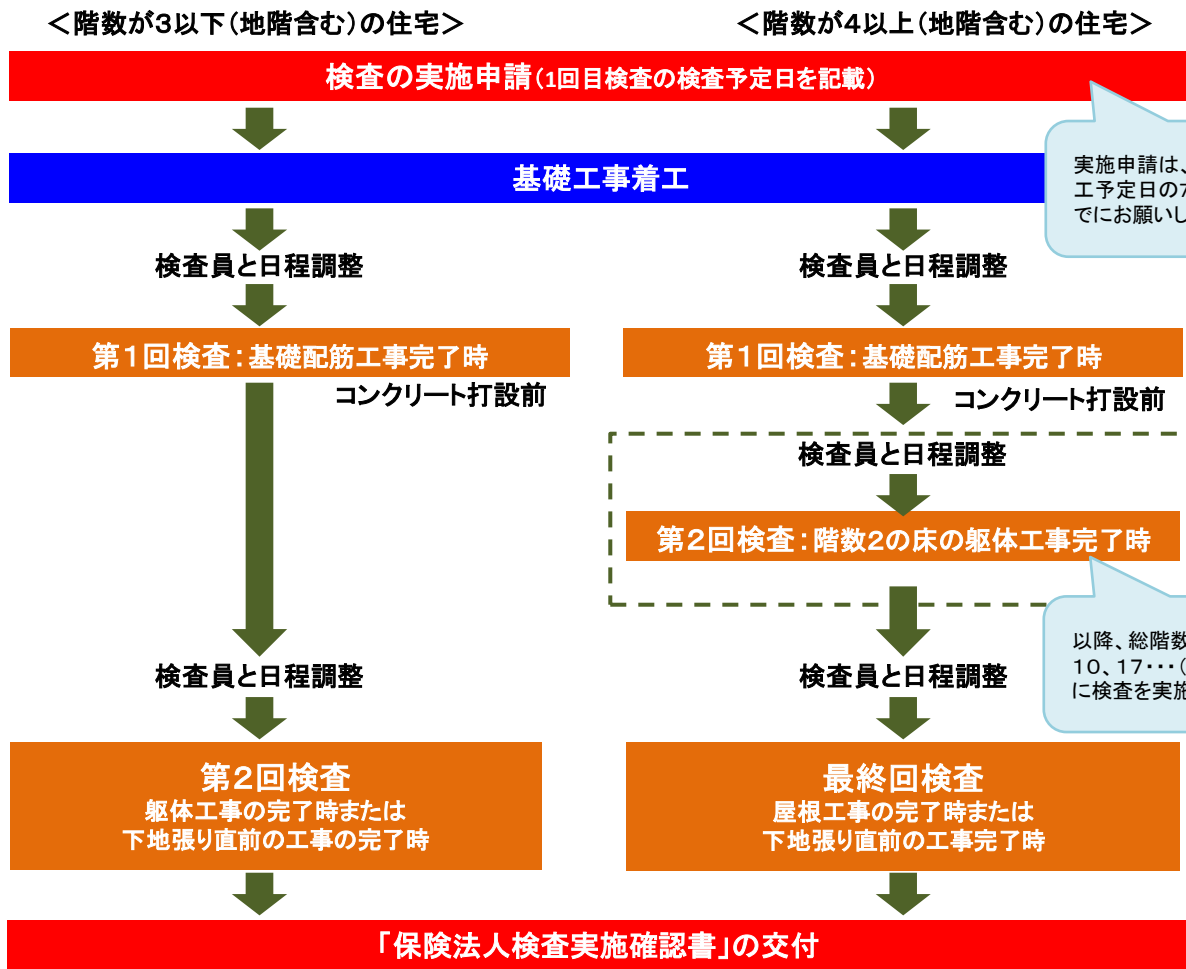
新築住宅における「すまい給付金」の交付要件である「保険法人検査」の実施要領について、以下のとおりご案内します。

## 【保険法人検査の実施申請】

以下の書類を添えて、保険法人検査実施申請書を基礎工事着工の7営業日前までに当社へ提出してください(共同住宅の場合は、保険法人検査実施確認書の対象住戸の一覧表を添付してください)

- ①確認済証または建築工事届の写し
- ②地盤調査に関する資料
- ③地盤補強工事に関する資料(地盤補強工事が必要な場合)
- ④設計図書一式

## 保険法人検査の流れ(検査の実施時期)



実施申請は、基礎工事着工予定日の7営業日前までをお願いします。

以降、総階数に応じて階数10、17・・・(階数7ごと)※に検査を実施します

※ 地階を含む最下階から数えて3に7の自然数倍を加えた階となります。  
(例) 地下2階、地上15階建ての場合  
1回目:基礎 2回目:地下1階床 3回目:地上8階床 4回目:地上15階床 最終回:屋根

## 【実施申請時に提出いただく設計図書】

### <全ての住宅で提出いただく図書>

- (1)付近見取り図(案内図) (2)配置図 (3)平面図
- (4)設計施工基準第3条の確認書、検査に係る各種材料などの認定書等 (設計施工基準により難しい工法・仕様の場合)

### <主に木造住宅(法第6条第1項第4号の住宅及び建築確認を要しない住宅)の場合に提出いただく図書>

- (5)立面図またはこれに代わる図面等 (6)基礎の状況に関する資料 (7)2階(3階)の状況に関する資料
- (8)防水措置の状況に関する資料 (9)防水納まり図(天窓・煙突の施工がある場合)

### <上記以外の住宅の場合に提出いただく図書>

- (5)立面図(4面) (6)基礎伏図 (7)矩計図または断面図(防水措置の状況に関する資料の内容記載があるもの)
- (8)床伏図(各階) (9)構造の状況に関する資料

(注) 上記の明示すべき事項を他の図書に明示しても構いません

## 【その他検査時に提示いただく資料】

以下の書類を検査実施時に検査員へご提示ください。

- ・耐力壁の位置に関する資料 (提示がない場合はヒアリング検査を行います)
- ・地盤補強工事報告書または施工写真 (検査で検査員が確認できない場合は別途提出が必要です)

(注) 提出書類および提示書類の種類および記載内容については、「保険法人検査 設計図書確認シート」をご参照ください。